令和５年６月９日

保護者様

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校
校　長　木　下　英　典

台風の接近等に伴う風水害及び震災発生時における対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、三鷹市教育委員会が策定した「台風の接近等に伴う基本的な対応について」及び「大規模地震が発生した場合の対応について」に基づき、本校の台風の接近等に伴う風水害及び震災発生時における対応について保護者の皆様にお知らせいたします。
下記に示した対応をご確認いただき、御理解・御協力ください。よろしくお願いします。

記

１　台風の接近等に伴う風水害の対応について

（１）　台風の勢力、速度、翌日の登校時間帯の予想位置等について関係諸機関等と協議し総合的に判断し、原則として前日の正午までに三鷹市教育委員会より市内統一で「臨時休業」の判断をします。

（２）　前日に「臨時休業」としなかった場合の判断の基本

朝、三鷹市に「**警報**」が発令された場合

（ア）**午前６時の時点**で三鷹市に「**暴風特別警報**」「**大雨特別警報**」のいずれか（または両方）が発令された場合
「臨時休校」となります。校外学習、修学旅行などの行事も原則として延期・中止とします。

（イ）**午前６時の時点**で三鷹市に「**暴風警報**」が発令された場合
３校時から授業となります。（１０時３０分までに登校してください）

（ウ）「暴風警報」を伴わない警報が発表された場合（大雨警報、洪水警報）
通常通りの登校となります。

（３）　登校後における判断基準の基本

（ア）**在校時**に、「**暴風特別警報**」「**大雨特別警報**」「**暴風警報**」のいずれか（または両方）が発令された場合
学校待機となります。

（イ）**下校時に**「**暴風特別警報**」「**大雨特別警報**」のいずれか（または両方）が発令されるおそれがある場合（１０時半までに判断）
給食後下校となります。

（４）　朝の段階で安全確保のために、保護者の判断で自宅待機させる、通常より遅れて登校させる等の場合は欠席や遅刻にはなりませんので、その旨を学校にご一報ください。

（５）　臨時休校や時差登校などの措置をとる場合は、学校ホームページや保護者連絡帳アプリ等で家庭にお知らせをします。その他、状況に応じて必要な連絡があると校長が判断した場合は保護者連絡帳アプリ又は電話連絡等を行う場合もあります。

２　震災発生時における対応について

三鷹市に、**警戒宣言が発令された場合や震度５弱以上の規模の地震が発生した場合**

（１）　在校中に震災が発生した場合
教職員の避難誘導により、生徒の安全確保を行い、保護者等が引き取りに来るまで学校に留め置きます。その際、保護者連絡帳アプリや電話連絡、学校ホームページ等でお知らせいたします。

（２）　登校前に震災が発生した場合
生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。

（３）　登下校時に震災が発生した場合
生徒は、自宅に帰るか、近くの避難所又は学校に避難させてください。学校に避難した場合、上記（１）の対応をとります。

（４）５弱未満の場合、原則として学校に留め置くことはいたしませんが、状況を見て校長が判断いたします。
＊保護者連絡帳アプリの未登録のご家庭は、登録をお願いいたします。

〔担当〕副校長　岩瀬　久芳
電話番号 0422(43)9141